⑶　申請書類
ア　建設工事に係る申請
ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、ｂ　工事経歴書、ｃ　営業所一覧表、ｄ　総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が平成30年10月30日以降のもの。ただし、後記12の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、ｅ　工事分割内訳表、ｆ　共同企業体等調書（申請者が共同企業体等の場合）、ｇ　経常建設共同企業体協定書（申請者が経常建設共同企業体の場合）、ｈ　納税証明書
イ　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請
ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、ｂ　測量等実績調書、ｃ　技術者経歴書、ｄ　登記事項証明書、ｅ　登録証明書、ｆ　財務諸表類、ｇ　営業所一覧表、ｈ　業態調書、ｉ　納税証明書
⑷　申請書類の作成に用いる言語等
ア　申請書類は、日本語で記載するものとし、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を添付すること。
イ　申請書類の金額表示は邦貨額によるものとし、外国貨幣によるものについては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算して記載すること。
⑸　その他　資格審査の申請事務は、委任状に基づき日本国内に居住する者に委任することができる。

４　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第70条の規定に該当する者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　令第71条第１項各号の一に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者（その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
⑶　申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者
⑷　経営状況が著しく不健全であると認められる者
⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に規定する許可を受けていない者
⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者
⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者

５　競争参加者の資格審査及び資格
⑴　前記４⑴から同⑺のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。
⑵　上記⑴を除く者については、次のとおり資格審査を行う。
ア　建設工事
ａからｅの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに高点順に配列の上、等級の区分を設けている業種区分については、高点順に等級を付して、競争参加資格を認定する。
ａ　年間平均完成工事高
ｂ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
ｃ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フローの額、利益剰余金の額）
ｄ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）
ｅ　その他（労働福祉の状況、営業年数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無、建設業の経理に関する状況、法令遵守の状況、防災協定締結の有無、研究開発費の額、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況）
イ　測量・建設コンサルタント等業務
ａからｃの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに競争参加資格を認定する。
ａ　年間平均実績高
ｂ　経営規模（自己資本額、技術職員数、技術職員以外の職員数）
ｃ　経営状況（流動比率、自己資本固定比率、純資本純利益率、営業年数）

６　官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い
申請者が官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に限る。）で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、当職が定める手続により、参加資格の申請を行うことができる。

７　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者等の取扱い
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。
なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。

８　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い
建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者は、当職が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

９　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

10　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

11　競争参加資格の有効期間
令和３年４月１日から同５年３月31日までとする。なお、後記12の随時受付の場合は、資格認定の日から同５年３月31日までとする。

12　随時受付
前記２⑴及び同⑵の期間後に参加資格の申請をする場合は、令和３年２月１日以降、前記３⑵イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参にて随時受け付ける。なお、別に定める様式については、データ形式による提出も可とする。ただし、前記10の資格決定通知書による通知は、同年４月１日以降とする。

13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
前記３⑵イに同じ。

14　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例
⑴　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における３⑶アｄの規定の適用については、「申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
⑵　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑶アｈ又は３⑶イｉに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。